産業廃棄物関係
変　更　届　出
マ　ニ　ュ　ア　ル
(収集運搬業・処分業 共通)

松 山 市 環 境 部
廃 棄 物 対 策 課
令和7年12月

変更届出書の提出について

※窓口で申請書を提出する場合、**押印は不要**ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。（申請者の押印がある場合は、窓口に来る方の本人確認は行いません。）
（詳細は、**別紙「押印の廃止について（お知らせ）」**を確認してください。）
(1)有効な許可証等の原本
(2)窓口に来る方が会社等の従業員である場合、**①運転免許証等**及び**②資格確認書・資格情報のお知らせ**（雇用主（申請者）の名前が記載されているもの）の 2 点。会社等の代表者・個人事業主本人の場合は①のみで可
※上記書類等で本人確認できない場合は、松山市から事業所へ電話し確認を行う場合があります。

1. 届出書の提出先

〒790－8571　松山市二番町4丁目7番地2
松山市廃棄物対策課（別館4階）
TEL：089－948－6914、6912
FAX：089－934－1928

2. 届出書の提出部数

1部
※届出書は返却できません。副本に受付印が必要な方は、副本をご持参ください。

3. 手続きについて

・法定書類以外の書類提出をお願いする場合があります。
・担当者不在の場合があるため、市役所に来られる前に事前に電話連絡をお願いします。

4. 提出期限

・変更のあった日から10日以内に、届出書と必要書類を提出してください。
※ただし、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を要する変更については、変更のあった日から**30日以内**に提出してください。

産業廃棄物処理業変更届出及び廃止届出のための必要書類

以下の表の区分に従って、**①届出書** 及び **②必要書類** を提出してください。

① 届出書

届出の種類	届出書様式
産業廃棄物処理業の変更	様式第11号：産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書
特別管理産業廃棄物処理業の変更	様式第17号： 特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書

②必要書類

	変更事項：必要書類（番号）	必要書類の説明
1	【氏名又は名称、住所の変更】 （個人の場合） ・氏名変更：① ・住所変更：① （法人の場合） ・名称変更：②③ ・代表者変更：③ ・本店所在地の変更：③ （許可証記載の住所の変更）	① 住民票の写し（本籍地記載、マイナンバー不記載） ② 定款又は寄付行為のコピー ③ 届出者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
2	【役員等の変更】 ・役員変更：①②③④⑤ （退任のみの場合：①②） ※監査役が取締役になった場合等、役員の役職変更のみの場合は、変更届は不要です。ただし、代表者が変更する場合は、上記1の代表者変更の届出が必要です。 ・使用人変更：①③④⑤ （退任のみの場合：①） ・法定代理人変更：①③④⑤ （退任のみの場合：①） ・5%株主(個人)変更：①③④⑤ （5%株主だった者が5%株主でなくなった場合：①） ・5%株主(法人)変更：①⑤⑥ （5%株主だった者が5%株主でなくなった場合：①）	① 新旧対照表（全員記載すること） ② 届出者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③ 新しい役員等の住民票の写し（本籍地記載、マイナンバー不記載） ④ 新しい役員等の登記されていないことの証明書 ※成年被後見人、被保佐人等に該当する場合は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかを審査するために、医師の診断書等が必要となりますので、申請前にご相談ください。 ⑤ 欠格要件非該当誓約書 ⑥ 法人株主の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※用語の定義 役　　員：法第14条第5項第2号ニで定める者 使 用 人：政令第6条の10で定める者 法定代理人：法第14条第5項第2号ハで定める者 5％株主：5%以上の株式を有する株主又は5%以上の出資者

3	【各所在地の変更】 ・事務所の変更：①②③④⑤ ・事業場の変更：①②③⑤ ・駐車場の変更：①②③⑤	① 付近の見取り図（住宅地図のコピーでも可） ② 敷地内における建物・車両の配置図 ③ 土地の登記事項証明書 ④ 建物の登記事項証明書 ⑤ 賃貸借契約書等の使用権原が確認できる書類 （自己所有でない場合のみ）
4	【収集運搬車両等の変更】 ・車両、重機又は船舶の変更 ：①②③④ （車両、重機又は船舶を減らす変更のみの場合：①）	① 新旧対照表（全ての車両、重機及び船舶を記載） ② 車両、重機又は船舶のカラー写真 ③ 車両、重機又は船舶の車検証（令和5年1月4日以降発行分については「自動車検査証記録事項」）、検査証又は船舶検査証書のコピー ④ 賃貸借契約書、内航裸傭船契約書等の使用権原が確認できる書類 （自己所有でない場合のみ。車両については車検証等の所有者欄又は使用者欄のいずれにも届出者の氏名等が入っていない場合のみ）
5	【保管場所（積替え保管、処分前保管、処分後保管）に係る変更】 **※事前に必ずご相談ください。** ・保管場所の所在地変更 ：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨ （既存の所在地から縮小する変更のみの場合：①②） ・保管方法又は保管内容の変更 ：①③⑦⑧ ＜例＞ ・産業廃棄物の種類の変更 ・同一所在地内でのレイアウト変更 ・保管量の変更　等	① 新旧対照表（保管面積・保管上限・保管の高さ・変更前及び変更後の図面） ② 付近の見取り図（住宅地図のコピーでも可） ③ 敷地内での保管場所の位置、保管容器の配置図 ④ 土地の登記事項証明書 ⑤ 建物の登記事項証明書（屋内で保管する場合のみ） ⑥ 賃貸借契約書等の使用権原が確認できる書類 （自己所有でない場合のみ） ⑦ 保管施設及び容器のカラー写真 ⑧ 保管場所及び保管容器の求積表 ⑨ 立地基準誓約書（積替え保管を行う場合）

6	【処分のための施設に係る変更】 **※以下の必要書類に加え、別途確認資料が必要な場合がありますので、事前に必ずご相談ください。** ・施設の設置場所の所在地変更 ：①②③④⑤⑥⑦ （既存の所在地から縮小する変更のみの場合：①②③） ・同一所在地内でのレイアウト変更 ：②⑦ ・施設の増設、廃止、変更や処理する廃棄物の種類の変更 ：①②⑥⑦⑧⑨ ・施設の処理能力の変更 ：①⑥⑦⑧⑨	①新旧対照表（許可申請の際の『3．施設の概要』を元に変更内容が分かるように記載） ②敷地内での施設の位置、配置図（変更前・変更後） ③付近の見取り図（住宅地図の写しでも可） ④土地の登記事項証明書 ⑤建物の登記事項証明書（屋内に施設がある場合のみ） ⑥所有権（賃貸の場合は使用権原）が確認できる書類 ⑦施設のカラー写真 ⑧施設の能力計算書 ⑨許可申請の際に提出した書類のうち変更があったものについては、変更後の書類（『3．施設の概要』、『処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分方法を記載した書類』、施設の平面図、立面図、断面図、構造図、カタログ、仕様書等）
7	【事業の一部廃止】 ＜例＞ ・産業廃棄物の種類の減少 ・積替え保管行為の廃止 ・石綿含有産業廃棄物の取扱いの廃止　等	①旧許可証の原本 ※廃止した部分に二重線を引き、その場でお返しします。新たな許可証が発行されるまでは当該旧許可証をご使用ください。
8	【事業の全部廃止】 ＜例＞ ・産業廃棄物処理業の廃止時 ・倒産や吸収合併されたとき　等	①許可証の原本

※新旧対照表を上表「添付書類等」欄に記載していないケースについては、変更届出の様式内に書ききれない場合のみ新旧対照表を添付してください。

※提出期限を過ぎてから届け出る場合には、遅延理由書を提出してください。

※上記書類だけで審査ができない場合には、別途確認資料の提出を求める場合があります。予めご了承ください。